

4 施策の体系

〔 基本理念 〕

〔 基本目標 〕

〔 基本施策 〕

すべての子どもの健やかな育ちを見守り、支援していくまち たまき

1 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり

- 幼児期の教育・保育の総合的な提供
- 児童の放課後の過ごし方への支援
- 地域における多様な子育て支援の充実
- 多様な遊びや体験・活躍ができる機会や居場所の創設
- 次代を担う子どもたちの生きる力を育む教育環境等の整備

2 すべての子どもが健やかに成長するまちづくり

- 子どもが権利の主体であることの周知
- 要支援児童への対応などきめ細かな取り組みの推進
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進およびヤングケアラーへの支援
- 子どもの貧困対策の推進
- 子どもの自殺対策の推進

3 子どもの成長と親としての成長を支えあう環境づくり

- 子育ての相談・支援体制の充実
- 地域や家庭の教育力の向上

4 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

- 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
- 職業生活と家庭生活との両立の推進
- ひとり親家庭への支援
- 安心して外出できる環境の整備

第3期玉城町子ども・子育て支援事業計画（概要版）
令和7年3月

発行：玉城町
編集：玉城町役場 保健福祉課 〒519-0433 三重県度会郡玉城町田丸 114-2
TEL 0596-58-8203 FAX 0596-58-4494
玉城町役場 保健福祉課 地域共生室 〒519-0495 三重県度会郡玉城町勝田 4876-1
TEL 0596-58-8000 FAX 0596-58-8688

概要版

第3期玉城町 子ども・子育て支援事業計画

＜計画の期間＞

令和7年度 → 令和11年度



〔 基本理念 〕

すべての子どもの健やかな育ちを見守り、支援していくまち たまき

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

我が国の子どもたちを取り巻く社会環境をみると、ライフスタイルや価値観のニーズが多様化しています。また、児童虐待やひきこもり等の家庭問題などが大きな問題となっており、自殺やいじめなどの問題も顕在化しています。

こうした状況の中、令和5年4月に「こども基本法」が施行され、同じく令和5年4月に、「こども家庭庁」が発足しました。また、同年12月には「こども大綱」が閣議決定されました。

本計画は、「第2期玉城町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が終了することに伴い、社会情勢や「こども大綱」の方向性など国の動向を踏まえ、子どもの権利の擁護や、子ども若者支援施策の充実を図るため「第3期玉城町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、そのプランに沿って計画的に施策を推進していきます。

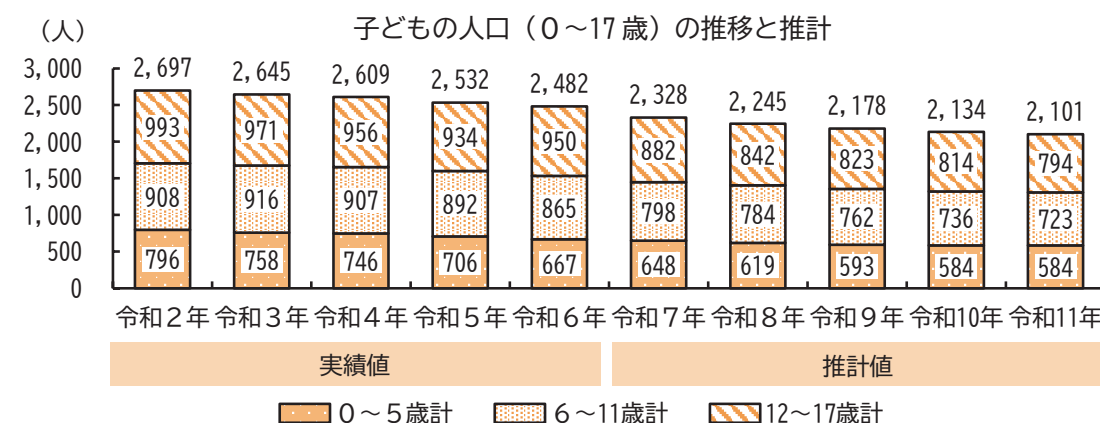
(2) 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画であり、当町のまちづくりの総合的指針である「玉城町総合計画」を上位計画として、関連の部門別計画との調和と整合性を図り策定しました。

2 当町の子どもと子育て家庭を取り巻く現状

(1) 子どもの人口の推移と推計

6～11歳の人口は令和3年まで微増してきましたが、その後減少に転じています。0～5歳の人口は減少傾向が続いています。12～17歳の人口は令和2年から令和5年まで減少傾向が続いていましたが、令和6年には増加に転じています。令和7年以降はいずれの年代も減少していくことが予測されます。



3 基本目標

基本目標（1）子どもの健やかな育ちを支える環境づくり



保護者が仕事等で家庭にいない小学生の子どもが、放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブの充実に取り組みます。

また、多様な遊びや体験は、子ども・若者のすこやかな成長の原点であり、言語や数量等の感覚、創造力や好奇心、自尊心、やり抜く力、折り合いをつける力など様々な能力を養うとともに、多様な動きを身に付け、健康を維持することにもつながります。

さらに、子どもが、よりよい環境で学習及び生活ができる環境づくりを進めます。

基本目標（2）すべての子どもが健やかに成長するまちづくり



未来を担う子ども・若者の成長と自立を支えるため、子ども・若者の権利を尊重し、適切な情報と知識を提供して自己決定を支援します。

児童虐待については、未然防止、早期発見・早期対応に向け、関係機関と連携した一体的な施策に取り組みます。

また、障がいのある方、ヤングケアラー、ひきこもりの状態にある方等、配慮や支援が必要な子どもや家庭を対象に、関係機関等と連携を図りながら、継続的・包括的に支援します。

さらに、経済的困難を抱える等、貧困状態にある子どもや子育て家庭に対しては、相談支援や学習支援など自立につながる支援を推進します。

基本目標（3）子どもの成長と親としての成長を支えあう環境づくり



子育て家庭の孤立を防ぎ、子育てしやすい環境をつくるため、家庭と地域が連携し、地域全体で子どもを育てていく環境づくりを推進します。

また、ひとり親家庭への相談支援や自立を促進するための支援等、ひとり親家庭等とその子どもが安心して地域で暮らすことができる環境づくりに取り組みます。さらに、安全な道路交通環境や防犯・防災といった観点からも、保護者及び子ども・若者が安心して過ごせるまちづくりに取り組みます。

基本目標（4）安心して子どもを産み育てられる環境づくり



子どもの幸せな将来の実現に向け、子どもの権利を尊重し、ライフステージに応じた子どもやその家庭への切れ目のない支援の充実を図ります。そのため、教育や保育の充実とともに、安心して出産や子育てができるよう、妊娠期から保護者及び子どもの発育・発達への支援に取り組みます。

また、子育ては、子どもの誕生前から青年期を経て、大人になるまで続くものとの認識のもと、ライフステージを通じて切れ目なく支え、社会全体で子ども、若者、子育て当事者を総合的に支援します。